

# 横浜市記者発表資料

令和6年6月7日  
教育委員会事務局  
南部学校教育事務所教育総務課

## 教職員の懲戒処分について

### 1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	前校長（男性・50代）
処 分 日	令和6年6月7日（金）
処 分 内 容	懲戒免職
概 要	<p>当該前校長は、令和4～5年度に、地域学校協働活動事業等の委託金について代表者の承認を得ず、書類を作成・申請し自身が管理する銀行口座に入金させた。加えて、令和4年度分について全額執行したものと、虚偽の報告書を作成した。その発覚を避けるために、領収書の改ざんや、遡っての経理書類の作成等の隠ぺい工作をした。</p> <p>令和3～5年度、私的用途を含む前渡金の一時的な目的外利用、学校の基金の戻入金一時所在不明、学校の基金及び公費からの旅費の二重受取、補助金における決算報告書の虚偽作成、PTA活動協力費の金銭出納簿等の偽造及び残金の一時所在不明、PTA会費の無断での両替等、複数の補助金・会計において不適切な経理事務を行った。</p> <p>（内訳） 学校協働本部 260,000 円(R4、R5 各 130,000 円) 放課後学び場事業委託金 140,000 円、前渡金 62,000 円、学校の基金 29,716 円 幼保小補助金 380,326 円、PTA 活動協力費 158,734 円、PTA 会費 2,000 円、 学校図書館教育推進助成金 60,000 円 総額 1,092,776 円</p>

### 2 南部学校教育事務所長コメント

<p>教育委員会として、教職員の不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。</p> <p>当該前校長の行為は、学校の最高責任者として著しく規範意識に欠け、公費により教育活動を行う学校教育への信頼を大きく失墜させるものであると同時に、自らの一連の行為により、児童・保護者を深く傷つけ、児童に将来にも及ぶことが懸念される悪影響を与えていると認識しています。</p> <p>本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、改めて再発防止に向けて一丸となって取り組んでまいります。</p>
--

お問合せ先	
南部学校教育事務所教育総務課	Tel 045-843-6406